

岐阜県公報

目 次

規 則

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

(人 事 課)

ページ

規 則

号 外 (12) 平 成 三 十 年 四 月 一 日

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第四十三号

岐阜県行政組織規則の一部を改正する規則

岐阜県行政組織規則(平成十八年岐阜県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「岐阜県食肉衛生検査所」を「食肉衛生検査所」に改める。

第四条第一項の表秘書課の項中「管理調整係」を「管理表彰係」に改め、同表広報課の項中「管理調整係、企画係」を「管理広聴係、政策広報係、企画報道係」に改め、「広聴係」を削る。

第五条第一項の表人事課の項中「管理調整係」を「管理給与係」に改め、「給与係」を削り、同表中行政管理課の項を削り、法務・情報公開課の項の次に次のように加える。

行政管理課

管理・業務改善係、行政管理係

第五条第一項の表職員厚生課の項中「管理調整・公務災害係」を「管理・公務災害係」に改め、同表税務課の項中「企画係」を「税務企画係」に改め、同表管財課の項中

岐阜県公報 号外 毎週

(火曜日)

発行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成三十年四月一日

「建築・設備係」を削り、同表情報企画課の項中「IT最適化係、情報システム係」を「情報企画係」に、「社会保障・税番号制度係」を「情報システム係」に改め、同条第二項の表中行政管理課の項を削り、法務・情報公開課の項の次に次のように加える。

行政管理課

- 一 業務の改善に関する事。
- 二 行政事務の合理化及び効率化に関する事。
- 三 外部監査に関する事。
- 四 県行政と密接な関連のある公社等の運営等に係る総合調整に関する事。
- 五 県民からの苦情等及びその調整に関する事。
- 六 県民からの苦情等に対する県の機関の対応の審査に関する事。
- 七 職員等からの公益通報に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 八 県政の再生に係る総合調整に関する事。
- 九 県事務所に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。

第五条第二項の表管財課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六 県有施設の維持修繕業務等に関する総合的な調整に関する事。

第五条に次の二項を加える。

三 管財課に本庁課内室（本庁の課に置く室をいう。以下同じ。）として県有施設管理室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に建築・設備係を置く。

四 前項の県有施設管理室の分掌事務は、第二項の表管財課の項第六号に掲げる事務とする。

第六条第一項の表清流の国づくり政策課の項中「多文化共生係」を削り、同項の次に次のように加える。

地域振興課	管理調整係、地域振興係、地域プロモーション係、移住定住係
-------	------------------------------

第六条第一項の表地域スポーツ課の項中「レクリエーション・健康づくり推進係」を削り、同表に次のように加える。

ねんりんピック推進事務局	総務企画係、式典事業・レクリエーション係
--------------	----------------------

第六条第二項の表清流の国づくり政策課の項第六号中「多文化共生の推進」を「大学等高等教育機関との連携」に改め、同項第七号中「公益財団法人岐阜県国際交流センター」を「ネットワーク大学コンソーシアム岐阜」に改め、同項第十五号から第二十三号までを削り、第二十四号を第十五号とし、第二十五号を第十六号とし、第二十六号を第十七号とし、同項の次に次のように加える。

地域振興課

- 一 清流の国づくりに係る地域振興に関する事。
- 二 まちづくり支援に関する事。
- 三 移住・定住対策に関する事。
- 四 過疎地域の振興に関する事（他の所掌に属するものを除く。）。
- 五 ふるさとぎふ振興寄付金に関する事。
- 六 イベント・コンベンションの振興に関する事。
- 七 首都機能移転に関する事。

第六条第二項の表地域スポーツ課の項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、同項に次の一号を加える。

六 日本スポーツマスターズ大会に関する事。

第六条第二項の表に次のように加える。

ねんりんピック推進事務局	一 全国健康福祉祭に関する事。
局	二 レクリエーションに関する事。

第六条第三項の表清流の国づくり政策課の部移住定住まちづくり室の項を削り、同表地域スポーツ課の部に次のように加える。

日本スポーツマスターズ 大会推進室	大会推進係
----------------------	-------

第六条第四項の表地方創生室の項中「第十六号」を「第十四号」に改め、同表移住定住まちづくり室の項を削り、同表アジアジュニア陸上競技大会推進室の項中「第七号」を「第五号」に改め、同表に次のように加える。

日本スポーツマスターズ 大会推進室	第二項の表地域スポーツ課の項第六号に掲げる事務
----------------------	-------------------------

第六条の二第二項の表危機管理政策課の項中「管理調整係」の下に、「防災情報管理係」を加え、同条第二項の表危機管理政策課の項第七号中「整備及び」を削り、同条第三項の表危機管理政策課の部防災情報整備室の項を削り、同条第四項の表防災情報整備室の項を削る。

第七条第一項の表環境企画課の項中「企画係」を「環境企画係」に改め、「、自然公園係」を削り、同表環境管理課の項中「水環境係」の下に、「土壌環境係」を加え、同表文化創造課の項中「管理調整係」の下に、「企画係」を加え、同条第二項の表環境企画課の項中第五号から第七号までを削り、第八号を第五号とし、第九号を第六号とし、第十号を第十一号とし、同号の前に次の四号を加える。

- 七 自然環境の保全に関すること。
 - 八 中部山岳国立公園の活性化に関すること。
 - 九 自然公園に関すること。
 - 十 東海自然歩道及び中部北陸自然歩道に関すること。
- 第七条第二項の表廃棄物対策課の項第一号中「第十号」を「第九号」に改め、同項第十号を削り、同表環境管理課の項第一号中「第八号」を「第九号」に改め、同項に次の一号を加える。
- 九 土砂等による埋立て等の規制に関すること。
- 第七条に次の二項を加える。
- 5 環境企画課に本庁課内室として自然公園活用推進室を置き、同室の事務を分掌させるため、同室に中部山岳国立公園活性化推進係及び自然公園係を置く。

6 前項の自然公園活用推進室の分掌事務は、第二項の表環境企画課の項第七号から第十号までに掲げる事務とする。

第八条第一項の表医療整備課の項中「企画係」を「医療企画係」に改め、同項の次に次のように加える。

国民健康保険課	管理調整係、国保運営係、国保支援係、福祉・高齢者医療係
---------	-----------------------------

第八条第一項の表保健医療課の項中「、健康増進係、がん・疾病対策係」及び「、母子保健係」を削り、同表高齢福祉課の項中「介護事業者係」を「事業者指導係、施設整備係」に改め、同表子育て支援課の項中「少子化対策係」の下に、「母子保健係」を加え、同条第二項の表医療整備課の項中第十二号から第十四号までを削り、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。

十一 母子保健及び母体保護に関すること（周産期医療に係るものに限る。）。

第八条第二項の表医療整備課の項の次に次のように加える。

国民健康保険課	<ul style="list-style-type: none"> 一 国民健康保険の保険者としての運営に関すること。 二 国民健康保険運営方針に関すること。 三 国民健康保険の保険者の支援及び指導に関すること。 四 保険医療機関等に対する指導に関すること（他の所掌に属するものを除く。）。 五 後期高齢者医療制度に関すること。 六 福祉医療に関すること。
---------	---

第八条第二項の表保健医療課の項中第二号から第十号までを削り、第十一号を第二号とし、第十二号から第十六号までを九号ずつ繰り上げ、第十七号を削り、第十八号を第八号とし、同号の次に次の九号を加える。

- 九 健康増進計画に関すること。
- 十 健康づくりに関すること。
- 十一 生活習慣病対策に関すること。

<p>国際交流課</p>	<p>管理調整係、国際連携係、国際交流係、多文化共生係</p>	<p>第十二 食育の推進に関する事(他の所掌に属するものを除く)。 十三 食生活の改善に関する事。 十四 保健師に関する事(医療福祉連携推進課の所掌に属するものを除く)。 十五 栄養士に関する事。 十六 南飛驒国際健康保養地構想の推進に関する事(他の所掌に属するものを除く)。 十七 南飛驒健康増進センターに関する事。 第八条第二項の表生活衛生課の項中第二十一号を第二十二号とし、第七号から第二十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。 七 住宅宿泊事業に関する事。 第八条第二項の表子育て支援課の項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第三号中「第六号及び第七号」を「第七号及び第八号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。 三 母子保健及び母体保護に関する事(周産期医療に係るものを除く)。 第八条第五項の表医療整備課の部を次のように改める。</p>
<p>健康推進室</p>	<p>第二項の表保健医療課の項第九号から第十七号までに掲げる事務</p>	<p>第八条第六項の表国民健康保険室の項を次のように改める。</p>
<p>保健医療課</p>	<p>健康推進室 健康増進係、がん対策係</p>	<p>第九条第二項の表商工政策課の項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表産業技術課の項第十一号中「育成」を「高度化」に改め、同表航空宇宙産業課の項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。 三 公益財団法人岐阜かかみがはら航空宇宙博物館に関する事。 第九条第二項の表地域産業課の項第六号中「ブランド化支援及び販売促進」を「ブランド化及び流通支援」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、同表海外戦略推進課の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を削り、同項第六号中「こと」の下に「他の所掌に属するものを除く。次号において同じ。」を加え、同号を同項第四号とし、同号の次に次の一号を加える。 五 県産品の海外販路開拓支援に関する事。 第九条第二項の表海外戦略推進課の項中第七号を第六号とし、第八号を第七号とし、同表に次のように加える。</p>
<p>国際交流課</p>	<p>国際交流及び国際協力施策の企画調整及び推進に関する事(他の所掌に属するものを除く)。 二 国際連合その他の国際機関に関する事。 三 多文化共生の推進に関する事。 四 公益財団法人岐阜県国際交流センターに関する事。</p>	<p>第九条第四項中「及び海外戦略推進課」を「海外戦略推進課及び国際交流課」に改め、同条第五項の表商工政策課の部地域活性化戦略推進室の項を削り、同表産業技術課の部ITものづくり室の項を次のように改める。</p>
<p>国際交流課</p>	<p>IT利用促進室 IoT導入支援係、IT拠点活用推進係</p>	<p>第九条第五項の表産業技術課の部の次に次のように加える。</p>

地域産業課	県産品流通支援室	県産品流通支援係
<p>第九条第五項の表観光企画課の部関ヶ原古戦場整備推進室の項中「企画推進係」の下に、「プロモーション推進係」を加え、同条第六項の表地域活性化戦略推進室の項を削り、同表ITものづくり室の項中「ITものづくり室」を「IT利用促進室」に改め、同項の次に次のように加える。</p>		
<p>県産品流通支援室</p> <p>第二項の表地域産業課の項第六号に掲げる事務</p>		
<p>第十条第一項の表農産園芸課の項中「野菜係、果樹特産係」を「野菜果樹特産係」に改め、同表畜産課の項中「肉用牛係、飛騨牛銘柄推進係」を削り、同条第二項の表農産物流通課の項第一号中「農産物」を「農畜水産物」に改め、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、同項第四号中「農産物」を「農畜水産物」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第三号を第五号とし、同項第二号中「農産物の情報」を「農畜水産物の情報収集」に改め、同号を同項第四号とし、同項第一号の次に次の二号を加える。</p> <p>二 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした首都圏における農畜水産物の販売促進に関すること。</p> <p>三 中京・関西方面における農畜水産物の販売促進に関すること。</p> <p>第十条第三項の表農政課の部の次に次のように加える。</p>		
農産物流通課	東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策室	販売対策係
<p>第十条第三項の表畜産課の部肉用牛振興室の項を次のように改める。</p>		
飛騨牛銘柄推進室	銘柄推進係	
<p>第十条第四項の表笠松競馬支援室の項の次に次のように加える。</p>		
東京オリンピック・パラ	第二項の表農産物流通課の項第二号に掲げる事務	
<p>リンピック農産物販売対策室</p>		
<p>第十条第四項の表肉用牛振興室の項中「肉用牛振興室」を「飛騨牛銘柄推進室」に、「及び第四号」を「から第五号まで」に改める。</p> <p>第十一条第三項の表恵みの森づくり推進課の部木育推進室の項中「木育推進係」の下に、「木育拠点整備係」を加える。</p> <p>第十三条第一項の表公共建築課の項中「管理調整係」の下に、「建築計画係」を加え、「、県有施設耐震対策係」を削り、同表水道企業課の項中「県営水道係、工業用水係」を「事業係」に改め、同条第二項の表公共建築課の項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号を第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。</p> <p>一 ぎふ建築担い手育成支援センターに関すること。</p> <p>第十八条第一項中「危機管理部」の下に、「環境生活部」を加え、同条第二項中「健康福祉部」を「環境生活部、健康福祉部」に改める。</p> <p>第二十条第一項の表一の項中「センター長」の下に、「ねんりんピック推進事務局にあつては事務局次長」を、「管理調整監」の下に「ねんりんピック推進事務局にあつては、事務局次長」を加える。</p> <p>第二十四条の表総務部の部次長（県庁舎建設・財政担当）の項中「県庁舎建設・財政担当」を「県庁舎建設担当」に改め、「及び財政運営」を削り、同表清流の国推進部の部岐阜地域総括の項の次に次のように加える。</p>		
次長（スポーツ担当）	一人	上司の命を受け、スポーツ施策の調整その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
<p>第二十四条の表商工労働部の部次長（航空宇宙博物館担当）の項を次のように改める。</p>		
東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進総括監	一人	上司の命を受け、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした県産品の活用促進その他特に命ぜられた事務を総括的に処理す

第二十四条の表商工労働部の部の次に次のように加える。

農政部	東京オリンピック・パラリンピック農産物販売対策 総括監	一人	上司の命を受け、東京オリンピック・パラリンピック競技大会における県産農畜水産物の利用促進その他特に命ぜられた事務を総括的に処理する。
-----	--------------------------------	----	--

第二十六条第一項の表財政課の部及び行政管理課の部の前に次のように加える。

文書管理監	一人	上司の命を受け、文書及び情報公開に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----	------------------------------------

第二十六条第一項の表法務・情報公開課の部の次に次のように加える。

行政管理課	改革推進監	一人	上司の命を受け、行政事務の見直しに関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	-------	----	------------------------------------

第二十六条第一項の表管財課の部を削り、同表清流の国づくり政策課の部を次のように改める。

市町村課	岐阜地域連携監	一人	上司の命を受け、岐阜地域における市町村等の関係機関との連携に関し特に命ぜられた事務を処理する。
------	---------	----	---

第二十六条第一項の表地域スポーツ課の部レクリエーション・健康づくり推進監の項を削り、同表競技スポーツ課の部の次に次のように加える。

ねりんぴっく推進事務局	レクリエーション・健康づくり推進監	一人	上司の命を受け、レクリエーション及び全国健康福祉祭の推進に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------------	-------------------	----	--

第二十六条第一項の表危機管理政策課の部危機管理企画監の項の次に次のように加える。

防災情報管理監	一人	上司の命を受け、防災情報通信システムの運用管理に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	----	---

第二十六条第一項の表環境企画課の部自然環境対策監の項中「自然環境対策監」を「生物多様性企画監」に、「自然環境の」を「生物多様性の」に改め、「及び整備」を削り、同表環境管理課の部の次に次のように加える。

県民生活課	消費生活対策監	一人	上司の命を受け、消費者行政の企画調整及び事業者指導に関し特に命ぜられた事務を処理する。
-------	---------	----	---

第二十六条第一項の表医療整備課の部の次に次のように加える。

国民健康保険課	国保制度対策監	一人	上司の命を受け、国民健康保険制度対策に関し特に命ぜられた事務を処理する。
---------	---------	----	--------------------------------------

第二十六条第一項の表保健医療課の部感染症対策監の項中「感染症対策監」を「感染症・疾病対策監」に改め、「感染症対策」の下に「及び疾病対策」を加え、同部保健

企画監の項を削り、同部の次に次のように加える。

生活衛生課	住宅宿泊事業対策監	一人	上司の命を受け、住宅宿泊事業の実施に関し特に命ぜられた事務を処理する。
地域福祉課	福祉人材対策監	一人	上司の命を受け、福祉人材の育成及び確保に関し特に命ぜられた事務を処理する。
高齢福祉課	介護事業者指導監	一人	上司の命を受け、介護事業者の指導及び監督に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表障害福祉課の部障害福祉基盤整備企画監の項中「障害福祉基盤整備企画監」を「社会参加推進企画監」に、「障害福祉基盤整備」を「障がい者の社会参加の推進に」に改め、同表女性の活躍推進課の部センター長の項中「センター長」を「女性の活躍支援センター長」に改め、同部副センター長の項中「副センター長」を「女性の活躍支援センター副センター長」に改め、同表子育て支援課の部に次のように加える。

岐阜県保育士・保育所支援センター長	一人	上司の命を受け、保育士・保育所支援センターの運営に関し特に命ぜられた事務を処理する。
岐阜県保育士・保育所支援センター副センター長	一人	上司の命を受け、保育士・保育所支援センターの運営に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表商業・金融課の部の次に次のように加える。

労働雇用課

人材育成企画監

一人

上司の命を受け、人材育成に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第二十六条第一項の表産業技術課の部の次に次のように加える。

新産業・エネ ルギー振興課	成長産業企画監	一人	上司の命を受け、成長産業の振興その他特に命ぜられた事務を処理する。
------------------	---------	----	-----------------------------------

第二十六条第一項の表航空宇宙産業課の部施設整備企画監の項中「施設整備企画監」を「航空宇宙産業連携監」に改め、同表地域産業課の部土産物開発監の項を次のように改める。

東京オリンピック・パラリンピック県産品活用促進対策監	一人	上司の命を受け、東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機とした県産品の活用促進その他特に命ぜられた事務を処理する。
----------------------------	----	--

第二十六条第一項の表海外戦略推進課の部海外展開推進監の項を削り、同部の次に次のように加える。

国際交流課	多文化共生推進監	一人	上司の命を受け、多文化共生の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。
-------	----------	----	------------------------------------

第二十六条第一項の表農政課の部検査監の項中「十四人」を「十三人」に改め、同部副検査監の項中「一人」を「二人」に改め、同表畜産課の部飛騨牛銘柄推進監の項及び家畜防疫専門監の項を削り、同表林政課の部検査監の項中「十六人」を「十四人」に改め、同部副検査監の項中「一人」を「二人」に改め、同表技術検査課の部検査監の項中「二十三人」を「二十二人」に改め、同表建築指導課の部建築物地震対策推進企画監の項の前に次のように加える。

<p>宅地建物取引業対策監</p> <p>一人</p> <p>上司の命を受け、建築行政の企画調整及び宅地建物取引業に関し特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>第二十六条第一項の表公共建築課の部に次のように加える。</p> <p>ぎふ建築担い手育成支援センター長</p> <p>一人</p> <p>上司の命を受け、ぎふ建築担い手育成支援センターの運営に関し特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>住宅課</p> <p>県営住宅管理監</p> <p>一人</p> <p>上司の命を受け、県営住宅の維持管理に関し特に命ぜられた事務を処理する。</p>	<p>第二十六条第二項中「広聴監」の下に「文書管理監、改革推進監」を加え、「芸術文化企画監」を「消費生活対策監」に、「障害福祉基盤整備企画監」を「国保制度対策監、医療人材対策監、福祉人材対策監、介護事業者指導監、社会参加推進企画監」に改め、「経営支援対策監」の下に「人材育成企画監」を加え、「徳山ダム対策監」を「宅地建物取引業対策監、県営住宅管理監」に改める。</p> <p>第二十八条第一項中「十人以上」を「二十人以上」に改める。</p> <p>第二十八条第三項中「九十人以上」を「百人以内」に改める。</p> <p>第二十九条第一項の表六の項中「百人以内」を「二百二十人以上」に改める。</p> <p>第三十条の表医療整備課の部岐阜県地方独立行政法人評価委員会の項から岐阜県国民健康保険運営協議会の項までを削り、同部の次に次のように加える。</p> <p>国民健康保険課</p> <p>岐阜県国民健康保険審査会</p> <p>国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務</p>
<p>岐阜県国民健康保険運営協議会</p> <p>岐阜県後期高齢者医療審査会</p> <p>高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務</p>	<p>第三十条の表医療福祉連携推進課の部に次のように加える。</p> <p>岐阜県地方独立行政法人評価委員会</p> <p>地方独立行政法人（平成十五年法律第一百八号）の規定によりその権限に属させられた事項に関する事務</p>	<p>第三十一条の表中「振興係、防災係」を「振興防災係」に改める。</p> <p>第三十三条の表一の項中第十九号を削り、第十八号を第十九号とし、第十五号から第十七号までを一号ずつ繰り下げ、第十四号の次に次の一号を加える。</p> <p>15 社会教育に関すること（教育委員会の所管に属するものを除く。）。</p> <p>第三十三条の表一の項第二十号を次のように改める。</p> <p>20 芸術及び文化の振興に関すること。</p> <p>第三十八条の表一の部から五の部までの規定中「管理調整・医事係」を「管理医事係」に改める。</p> <p>第四十条の表二の項第二号中「と畜及び」を削り、同項中第二十三号を第二十四号とし、第五号から第二十二号までを一号ずつ繰り下げ、第四号の次に次の一号を加える。</p> <p>5 住宅宿泊事業に関すること。</p> <p>第五十条の表一の部道路建設課の項を削り、同部道路維持課の項を次のように改める。</p> <p>道路課</p> <p>道路第一係、道路第二係、道路第三係、道路第四係、道路第五係</p> <p>第五十条の表二の部道路建設課の項を削り、同部道路維持課の項を次のように改める。</p>	

道路課
道路第一係、道路第二係、道路第三係、道路第四係

第五十条の表二の部河川砂防課の項中「河川係」を「河川第一係、河川第二係」に改め、同表三の部道路建設課の項を削り、同部道路維持課の項を次のように改める。

道路課
道路第一係、道路第二係、道路第三係

第五十条の表四の部道路建設課の項を削り、同部道路維持課の項を次のように改める。

道路課
道路第一係、道路第二係

第五十条の表五の部道路建設課の項を削り、同部道路維持課の項を次のように改める。

道路課
道路第一係、道路第二係、道路第三係

第五十条の表六の部道路建設課の項を削り、同部道路維持課の項を次のように改める。

道路課
道路第一係、道路第二係、道路第三係、道路第四係

第五十条の表七の部道路建設課の項を削り、同部道路維持課の項を次のように改める。

道路課
道路第一係、道路第二係

第五十条の表八の部用地課の項中「用地係」を「用地第一係、用地第二係」に改め、同部道路建設課の項及び道路維持課の項を次のように改める。

道路課
道路第一係、道路第二係、道路第三係

濃飛横断自動車道建設課
濃飛横断自動車道建設係

第五十条の表九の部道路建設課の項を削り、同部道路維持課の項を次のように改める。

道路課
道路第一係、道路第二係

第五十条の表十の部道路建設課の項を削り、同部道路維持課の項を次のように改める。

道路課
道路第一係、道路第二係、道路第三係、道路第四係

第五十条の表十一の部道路建設課の項を削り、同部道路維持課の項を次のように改める。

道路課
道路第一係、道路第二係、道路第三係

第五十一条の表五の項中「道路建設課」を「道路課」に改め、同項に次の五号を加える。

6 道路及び橋りょうの維持管理及び補修に関する調査設計及び施行監督に関するこ
と。

7 市町村道代行業業に関する調査及び施行監督に関すること。

8 県費補助工事及び原因者負担工事の調査監督に関すること（県が原因者に代わつ
て施行する場合を含む。）。

9 交通安全施設の整備及び道路の災害防除に関すること。

10 災害復旧に係る道路及び橋りょうの工事に関すること。
第五十一条の表六の項を次のように改める。

六 濃飛横断自動車道建設課
1 濃飛横断自動車道の建設工事に関すること。

第五十五条第一項の表七の項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第六
号までを一号ずつ繰り上げる。

第五十六条第三項の表七の項中「野菜・果樹部」を「野菜部、果樹・農産物利用部」
に改め、同表八の項中「試験研究部」を「施設園芸部、作物・果樹部」に改める。

第六十七条第二項第三号中「に係る物品の管理及び庁内の管理」を「の庁内の管理に

係る会計事務」に改める。

第六十九条第三項中「に学芸第一係、学芸第二係」を「の事務を分掌させるため学芸課を置き、同課に学芸係」に改める。

第七十五条の表企画課の項中、「リニューアル推進係」を削る。

第十四款 岐阜県食肉衛生検査所」を「第十四款 食肉衛生検査所」に改め、第十四条第一項中「岐阜県食肉衛生検査所」を「岐阜県中央食肉衛生検査所を、高山市に岐阜県飛驒食肉衛生検査所」に改め、同条第二項中「岐阜県食肉衛生検査所」を「食肉衛生検査所」に改め、同項の表を次のように改める。

食肉衛生検査所	
一 岐阜県中央食肉衛生検査所	県下全域（現場検査に係るものにあつては、大垣市、羽島市、関市、美濃市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、海津市、羽島郡、養老郡、不破郡、安八郡、揖斐郡、本巣郡）
二 岐阜県飛驒食肉衛生検査所	高山市、飛驒市、下呂市、大野郡

第九十五条中「食肉衛生検査所に」を削り、「次の表の上欄に掲げる」の下に「食肉衛生検査所に同表の中欄に掲げる」を加え、同条の表を次のように改める。

二 岐阜県飛驒食肉衛生	一 岐阜県中央食肉衛生検査所			食肉衛生検査所
	食肉検査課	精密検査課	検査指導課	総務課
管理調整係、食肉検査係	精密検査係	生指導係	食肉検査係、食鳥検査係、衛生指導係	管理調整係
				係

検査所

第九十六条の表に次のように加える。

四 食肉検査課	<ol style="list-style-type: none"> 1 所内の庶務並びに予算の執行及び会計事務に関すること。 2 県有財産及び物品の管理に関すること。 3 と畜検査及び食鳥検査に係る現場検査に関すること。 4 食肉の収去及び廃棄に関すること。 5 と畜検査員及び食鳥検査員の養成に関すること。 6 と畜場法、食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律及び食肉に係る食品衛生法の施行に関すること。 7 と畜検査及び食鳥検査の精密検査に関すること。 8 と畜検査及び食鳥検査のデータの管理及び分析に関すること。 9 と畜検査及び食鳥検査に関する調査及び研究に関すること。 10 と畜検査及び食鳥検査の技術の開発及び普及に関すること。
---------	--

- 第二百二十九条第一項中「指導課」を「教務課」に改め、「指導係及び」を削る。
- 第二百三十条の表指導課の項中「指導課」を「教務課」に改める。
- 第二百三十三条に次の一項を加える。
- 2 東海環状自動車道事務所に管理用地係及び事業調整係を置く。
- 第二百三十四条を次のように改める。
- 第二百三十四条 削除
- 第二百三十五条の見出しを「(所掌事務)」に改め、同条第一項を次のように改める。
- 東海環状自動車道事務所の所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 東海環状自動車道の建設に係る用地の取得及び補償に関すること。

二 東海環状自動車道の建設に係る建設発生土の処理場の確保、用地の管理及び調整に関すること。

第百三十五条第二項第三号を削る。
第百五十四条の表リニア推進課の項中「リニア推進課」を「推進課」に改める。
第百五十五条の表一の項中「リニア推進課」を「推進課」に改める。
第百六十条の表中三の項を削り、四の項を三の項とし、五の項を四の項とし、六の項を五の項とし、同項の次に次のように加える。

六 図書館及び博物館

副館長それぞれ一人

第百六十条の表七の項を削り、同表八の項中「現代陶芸美術館及び図書館」を「及び現代陶芸美術館」に、「一人」を「二人」に改め、同項を同表七の項とし、同表中九の項を八の項とし、十の項を九の項とし、同項の次に次のように加える。

十 中央子ども相談センター

副所長

第百六十条の表十三の項中「副所長」を「副所長二人」に改め、同項を同表十五の項とし、同表中十二の項を十三の項とし、同項の次に次のように加える。

十四 流域浄水事務所

副所長

第百六十条の表中十一の項を十二の項とし、同項の前に次のように加える。

十一 旅券センター

副所長

第百七十一条の表一の部に次のように加える。

地域連携監

各一人

上司の命を受け、各所管区域における市町村等の関係機関との連携に関し特に命ぜられた事務を処理する。

第百七十一条の表六の部に次のように加える。

道路調整監

各一人

上司の命を受け、道路の管理、交通安全及び災害防止に関し、特に命ぜられた事務を処理する。

第百七十一条の表中十七の部を十八の部とし、同表十六の部中「九人以内」を「八人以内」に改め、同部を同表十七の部とし、同表中十五の部を十六の部とし、十四の部を十五の部とし、同表十三の部中「食肉衛生検査所」を「中央食肉衛生検査所」に改め、同部を同表十四の部とし、同表中十二の部を十三の部とし、九の部から十一の部までを一部ずつ繰り下げ、八の部の次に次のように加える。

九 畜産研究 飛騨牛銘柄推進監

一人

上司の命を受け、飛騨牛の銘柄推進に関し、特に命ぜられた事務を処理する。

第百七十二条第一項の表組織の項中「組織」を「職」に、「職」を「人数」に改め、同表三の項中「五人以内」を「十五人以内」に改める。

第百七十五条二の表中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項を六の項とし、八の項を削り、九の項を七の項とし、十の項から十八の項までを二項ずつ繰り上げ、十九の項を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に食肉衛生検査所の職に補せられている者又は食肉衛生検査所に勤務を命ぜられている者は、別に辞令を発せられないときは、中央食肉衛生検査所の職に補せられ、又は中央食肉衛生検査所に勤務を命ぜられたものとする。

平成三十年四月一日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社